



新型コロナウイルスワクチン接種について

令和5年度秋開始接種がまだお済みでない方は、町内各医療機関へ直接お申し込みください。

■令和6年1月以降の接種体制について

12歳以上の接種について、令和6年1月は引き続き町内6医療機関で実施します。2月および3月は、原則、慈泉堂病院のみです。乳幼児および小児の接種については、岩佐医院のみとなります。新型コロナウイルスワクチンの臨時接種期間は、令和6年3月31日で終了です。接種券(予診票)を紛失してしまった方は、再発行ができますので健康増進課までお問い合わせください。

■第一三共社のワクチンについて

厚生労働省は11月28日、国内企業初の新型コロナウイルスワクチンとして、第一三共社の新型コロナウイルスワクチンを薬事承認しました。

■大子町コールセンターの閉鎖について

大子町コールセンターについて、令和5年12月28日(木)をもって閉鎖します。

令和6年1月4日(木)以降、新型コロナウイルスワクチン接種に関する問い合わせは、大子町役場健康増進課までお願いします。

- ・令和5年12月28日(木)まで 大子町コールセンター(保健センター内)
受付時間: 月~金曜日(祝日を除く。) 8:30~17:00 TEL 76-8076
- ・令和6年1月4日(木)以降 大子町役場健康増進課(保健センター内)
受付時間: 月~金曜日(祝日を除く。) 8:30~17:15 TEL 72-6611

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

選挙

選挙管理委員会からのお知らせ ~大子町議会議員一般選挙について~

令和6年3月30日の任期満了に伴う大子町議会議員一般選挙を行います。

■投票日 令和6年3月17日(日) ■告示日 令和6年3月12日(火)

問合せ 大子町選挙管理委員会(総務課内) TEL 72-1114



選挙

大子町議会議員一般選挙に係る立候補者事前説明会の開催について

令和6年3月17日に執行予定の「大子町議会議員一般選挙」の立候補受付を円滑に行うために、立候補予定者とその関係者の皆さんを対象に届出等の手続について、次のとおり事前説明会を開催します。

- 日時 令和6年2月9日(金) 14:00~17:00
- 場所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール
- 内容
 - ・大子町議会議員一般選挙の概要および立候補届出について
 - ・選挙広報の掲載申請等について
 - ・選挙運動について
 - ・選挙運動費用収支報告書について
 - ・公費負担について
 - ・選挙運動用物品の交付について
 - ・選挙運動用通常葉書について
 - ・供託について

■その他 入場は1候補者につき3人までとします。

問合せ 大子町選挙管理委員会(総務課内) TEL 72-1114



令和5年度選挙事務に係る会計年度任用職員等を募集します

令和6年3月17日に予定される「大子町議会議員一般選挙」の選挙事務を補助する会計年度任用職員等を募集します。

- 募集職種
 - ▽一般事務 選挙の準備から執行後までの一般事務を補助する。
 - ▽投票立会人 選挙の投票が公正に行われるよう立ち会う。
 - ▽受付事務 投票の受付などの事務を補助する。
- 応募資格 町内在住の18歳以上で80歳未満の方。ただし、投票立会人は、大子町選挙人名簿に登録されている方に限ります。
- 応募方法 令和6年1月12日（金）までに所定の申請書に希望職種など必要事項を記入、押印の上、大子町選挙管理委員会（総務課）に本人が持参してください（仕事内容等の説明のため）。申請書は総務課にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。
- 受付時間 8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日を除く。
- 従事する日時・場所・報酬等

一般事務 (1人)	従事日時	選挙準備から執行後までの40日間程度 8:30～17:15（昼休み除き7時間45分勤務） ※投票日当日は時間外勤務あり	
	従事場所	大子町役場	
	報酬	7,750円/日＋交通費 ※時間外手当あり	
期日前投票の 投票立会人 (各日2人)	従事日時	町議選	令和6年3月13日～3月16日 8:30～20:00
	従事場所	大子町役場内 期日前投票所	
	報酬	9,600円/日＋費用弁償	
期日前投票の 受付事務 (各日3人)	従事日時	町議選	令和6年3月13日～3月16日 8:30～20:00
	従事場所	大子町役場内 期日前投票所	
	報酬	（参考額）12,750円/日＋交通費（2km以上に限る。）	
投票日当日の 受付事務 (10人程度)	従事日時	投票開始時刻30分前から投票終了時刻まで（6:30～18:00）	
	従事場所	選挙管理委員会が指定する投票所	
	報酬	（参考額）12,750円/日＋交通費（2km以上に限る。）	

■その他

- ・収集した個人情報は大子町選挙管理委員会のみで使用し、目的以外には使用しません。
- ・無投票になった場合は、期日前投票の投票立会人ならびに受付事務および投票日当日の受付事務は従事不要となりますので、ご了承ください。

申込・問合せ 大子町選挙管理委員会（総務課） TEL 72-1114



「障害者就職面接会」開催のお知らせ

ハローワークおよび厚生労働省茨城労働局ならびに茨城県では、令和5年度後期の障害者就職面接会を開催します。

面接会は事前申込制となっていますので、参加の希望については、ハローワーク常陸大宮までお問い合わせください。なお、新型コロナウイルスの感染状況等により、開催が変更または中止となる場合があります。

- 日時 令和6年2月16日（金） 受付12:30～ 面接会13:00～15:30
- 場所 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）

※面接希望者の参加予約申込期間は、1月上旬～2月9日（金）を予定しています。

問合せ ハローワーク常陸大宮 障害者担当 TEL 0295-52-3185

募集

会計年度任用職員を募集します（令和6年度分）

町では、会計年度任用職員として働きたいという方を募集しています。令和6年度中に会計年度任用職員として働きたい方は、以下の方法で事前に登録をお願いします。

※会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき、任期（雇用期間）を1年（4月1日～3月31日）以内とする非常勤の職員です。

■登録の方法

「会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入（写真貼付のこと。）し、総務課に提出してください（郵送可）。申請書は、総務課で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

■登録対象となる職種、勤務条件および業務内容

対象となる職種および勤務条件は、申請書と併せて配布している一覧をご覧ください。また、職種ごとの業務内容の詳細については、各担当所属へお問い合わせください。

■登録要件 次の要件を満たす方に限ります。

- (1) 令和6年4月1日現在において満18歳以上の方
- (2) 希望する職種に必要な資格免許等を取得している方
- (3) 職務遂行上支障を来さない良好な健康状態を有している方
- (4) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方



■登録受付期間および有効期間

受け付けは、随時行っていますが、4月からの任用を希望する場合は、原則として1月末日までに総務課に申請書を提出してください。有効期間は、令和6年度末までとなります。

■任用方法

登録されている職種および登録内容などが合致する方に対し、書類選考、面接等の選考を行います。

■その他

登録をしたすべての方が、会計年度任用職員として任用される制度ではありません。また、職種および登録内容などによっては、登録をしても有効期間中にまったく連絡がない場合もありますのでご了承ください。

問合せ 総務課秘書職員担当 TEL 76-8011



新入学児童生徒の入学準備金について

大子町では、経済的な理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる費用の一部を支援する就学援助を行っています。

就学援助費のうち、入学前に学用品や通学用品などを購入するための費用を支援する、入学準備金の受給を希望する場合は、次のとおり申請をお願いします。

■申請者 生活保護に準ずる程度に生活困難と認められる世帯で、申請時・入学時とも大子町に住所を有し、大子町立小中学校に入学する児童生徒の保護者。

ただし、令和5年度に就学援助の認定を受けている方は手続不要です。

■申請期間 令和6年1月4日（木）～1月26日（金） 8:30～17:15 ※土日祝日を除く。

■申請場所 教育委員会事務局 学校教育担当（役場議会ホール棟2階）

令和6年度新中学1年生は、在学中の小学校でも提出が可能です。

■提出書類 ・申請書

・申請要件の確認できる証明書等の写し

■その他 申請書は、町ホームページからダウンロードできます。また、在学中の小学校、教育委員会事務局学校教育担当で配布します。

申請・問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170



マイナンバーカード（個人番号カード）の休日窓口受付

大子町に住民登録されている方を対象に、平日の開庁時間の他、次の日程でマイナンバーカード関連の対応を行います。

マイナンバーカード関連の手続に平日来庁できない方は、この機会をぜひご利用ください。

■休日の受付日時 令和6年1月14日（日）、2月11日（日） 9:00～12:00

■受付場所 町民課

■申請・受取方法

- 申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合
 - ・持参するもの 申請時：(※)Aを2点またはAとBを各1点+通知カード
- 申請と受取時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合
 - ・持参するもの 申請時：(※)AまたはBを1点
 - 受取時：(※)Aを1点またはBを2点+交付通知書(はがき)+通知カード

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。

※電子証明書の更新は、マイナンバーカードおよび暗証番号が必要です。

※平日の受付時間は、8:30～17:15（水曜日は19:00まで）です。

※日曜日（9:00～12:00）の臨時窓口では、住民票等の証明書の発行や住所異動は行っていません。

※マイナンバーカードの代理交付には、要件がありますので町民課へご確認ください（当日の都合や学校および仕事（長期出張等は除く。）等は該当しません。）。

※休日窓口の他、平日火～木曜日に職員が自宅に訪問する申請サポート等を実施しています。役場に来庁して申請・交付が困難な方は、町民課までご相談ください。

本人確認書類（※）	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112



年末年始に伴うコンビニ交付サービスの休止について

マイナンバーカードをお持ちの方は、大子町の各種証明書が全国のコンビニエンスストアで取得できますが、年末年始の次の期間は、すべての店舗でサービスのご利用ができません。証明書が必要な方は、早めの手続をお願いします。

■利用休止期間 令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水）終日

■利用できないサービス

- ・証明書の交付
（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、課税（非課税）所得証明書）
- ・本籍地利用登録申請

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112 税務課町税担当 TEL 72-1116



「大子町しあわせ+（プラス）商品券」の使用状況および使用期限

「大子町しあわせ+商品券」は、原油価格・物価高騰の影響を受けている町民の皆さんと事業者の皆さんへの支援策として全町民を対象に配布した商品券です。皆さんが使用した商品券を取扱店舗が換金する際に、商品券の額に10%上乗せした金額を町からお支払いすることで、地域経済を応援します。

11月末時点で換金された商品券は500円券70,144枚で、配布した商品券の約77%でした。商品券を使用することで、取扱店舗への支援にもなりますので、ぜひご使用ください。

使用期限は、令和6年1月31日（水）までです。令和6年2月1日（木）以降は使用できませんので、ご注意ください。



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138 大子町商工会 TEL 72-0191

募集

町営墓地利用者を募集します

【募集対象墓地】

墓地名称	所在地	区画	利用面積	使用料	管理料(年額)
奉行平霊園	太子 1470番地5	A第15号	6㎡	305,550円	1,500円
		A第33号			
		A第69号			
		A第72号			
		A第87号			
		A第162号			
		B第6号	9㎡	407,400円	2,000円
		B第18号			
		B第19号			
		B第61号			
		B第78号			
		B第111号			
		B第119号			
		B第152号			
奉行平第二霊園	太子 1227番地1	第8号	6㎡	458,330円	
		第38号		407,400円	
		第46号			
北田気霊園	北田気 978番地1	第46号	9㎡	407,400円	
		第51号			
		第61号			
石原墓地	町付 2344番地	第28号	約20㎡	10,180円	※管理組合を設けて管理料を徴収しています。
		第31号			

■**申込要件** (利用申込該当者) 町内に住所を有し、町税等を滞納していない者

■**申込み** 令和6年1月26日(金)までに町営墓地利用申込書に町税完納証明書(税務課発行)を添付し生活環境課に提出してください。

※申込書は、生活環境課窓口で配布または、町ホームページからダウンロードをお願いします。

■**その他** ひとつの区画に複数の申し込みがあるときは、抽選とします。

問合せ 生活環境課生活環境担当 TEL 76-8802

税

町税等の納税はお済みですか

下記の納期限および口座振替日は令和6年1月4日です。納税等がお済みでない方は、納期限までに納付をお願いします。口座振替利用の方は、口座の残高確認をお願いします。未納の場合、延滞金が加算されるとともに納期限から一定期間が経過すると督促状が発せられますのでご注意ください。



納付には、便利な口座振替がお勧めです。一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116



1月に集団健診を追加実施します～事前予約受付中～

現在、集団健診（追加日程）の事前予約を受け付けています。令和5年度の集団健診は今回で最後となります。1年に1度は健診を受けて、自分自身の健康状態を把握しましょう。

健診・がん検診は、予約制（受付時間指定）です。

受診を希望する方は、WEB予約サイト <https://kenko-link.org/> もしくは、健康増進課への電話にてお申し込みください。

※電話の場合、土日・祝日、年末年始の閉庁期間を除きます。



■1月実施の集団健診（追加日定）の日時および会場と各予約期間

実施日	受付時間	場所	WEB予約期間	電話予約期間
令和6年 1月26日(金)	【午前】 ① 9:30～ 9:50 ③10:30～10:50 ②10:00～10:20 ④11:00～11:20	保健センター	12月20日(水)	12月20日(水)
令和6年 1月27日(土)	【午後】 ⑤13:00～13:20 ⑦14:00～14:20 ⑥13:30～13:50 ⑧14:30～15:00 ※受付時間は、2日間共通です。		令和6年 1月12日(金)	令和6年 1月19日(金)

■40歳以上の大子町国民健康保険に加入の方

上記の方法で予約後、町から交付された受診券、保険証をお持ちください。

■40歳以上の社会保険に加入している被扶養者の方

上記の方法で予約後、医療保険者（保険証発行先）発行の受診券、町から交付されたがん検診等受診券、保険証をお持ちください。医療保険者によっては、健診実施場所の指定がありますのでご注意ください。

■65歳以上の後期高齢者広域連合に加入の方

上記の方法で予約後、町から交付された受診券をお持ちください。

■39歳以下の方

上記の方法で予約後、町から交付された受診券、個人負担金2,000円をお持ちください。

■生活保護世帯の方

上記の方法で予約後、町から交付された受診券、受給者証等をお持ちください。

※対象年齢は、令和6年3月31日が基準日となります。高齢者健康診査の対象年齢は、75歳の誕生日を迎えた日が基準日です。

※町の助成を利用して人間ドックを受けた方や、医療機関で特定健診・高齢者健診を受けた方が、集団健診を受診した場合は、健診料金を徴収します。

※社会保険に加入している方が集団健診を受診した場合は、健診料金を徴収します。社会保険への切り替え時は、ご注意ください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



全国一斉生活保護相談会～困難をともに乗り越えよう～

茨城青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会は、生活保護に関する電話相談会を開催します。相談料は無料です。秘密は厳守します。

■日時 令和6年1月28日（日） 10:00～18:00

■電話番号 0120-052-088（フリーダイヤル）

具体的なご相談は、相談会当日フリーダイヤルにお願いします。

問合せ 茨城青年司法書士協議会（田中） TEL 029-291-7856



町営浄化槽設置申請書の提出について

令和5年度中に町営浄化槽の設置を希望する方は、令和5年12月28日までに町営浄化槽設置申請書の提出をお願いします。期限後の提出の場合は次年度以降の対応となります。

詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

税の申告で医療費控除を受けるためには、

医療費控除の明細書

の添付が必要です!

- 医療費控除とは、その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に適用となる所得控除です(支払った医療費が戻ってくる手続ではありません)。
- 「医療費の領収書」では、医療費控除を受けることができません。「医療費控除の明細書」の事前作成が必要です。
- 医療費控除の明細書の作成に使用した領収書は自宅に5年間保管する必要があります。

医療費控除の明細書 記載例と書き方のポイント

記載例

令和5年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地 氏 名 大子 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(原本)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記載します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額) (注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険等(高額療養費など)で補てんされる額
600,000 円	432,000 円	250,000 円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険等(高額療養費など)で補てんされる額
大子 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	150,000 円	70,000 円
大子 太郎	△△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	235,000 円	
大子 太郎	〇△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	85,000 円	
大子 花子	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	90,000 円	
大子 花子	〇△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	28,000 円	

医療費の領収書から必要事項を記載します。
・医療を受けた人、支払先(病院や薬局等)ごとに領収書を仕分けし、合計額を算出します。
・記載例のように、医療を受けた人が同じでも、支払先が異なる場合は、次の行に記載します。
・医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている分の領収書は除いてください。

医療費通知(医療費のお知らせなど)を提出することにより、明細書が簡単に作成できます。

医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月
 - ③療養を受けた者(※) ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除く。

なお、全ての事項の記載がない通知は「医療費通知」として利用できませんので、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を記入してください。

書き方のポイント

- ①令和5年分医療費控除の明細書を作成する場合は、令和5年1月1日~12月31日に支払った分を記載します。
- ②申告者が生計を一にする(※)親族分の医療費を負担している場合、その親族分の医療費も含めて記載することが可能です。
※「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にする(例:生活費を同じ財布から出している)ことをいいます。
- ③支払った医療費に対し、補てんがあった場合(生命保険や高額療養費などによる補てん額)についても忘れずに記載しましょう。

医療費の合計 A (ア+イ) 1,020,000 円 B (イ+ロ) 320,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	1,020,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	320,000 円	B
差引金額 (A) - (B)	700,000 円	
所得金額の合計額	4,800 円	
④ × 0.05 (赤字のときは0円)	240 円	
⑤と10万円のいずれか少ない方の金額 (黒字200万円、赤字のときは0円)	100,000 円	
医療費控除額 (C) - (D)	600,000 円	G

医療費控除額を計算し、申告時に申告書へ転記します。

※裏面の「医療費控除の明細書」を是非ご利用ください。



令和5年度健康づくりポイント事業～記念品交換はお早めに～

健康づくりポイント事業で貯めたポイントの記念品交換期限は、令和6年3月29日です。目標ポイントまで貯まった方は、手帳を提出しましょう！

対象者	大子町に住民登録があり、令和6年3月31日時点で20歳以上の方
ポイントを貯める	【手帳交付期限】 令和6年3月29日まで 対象事業に参加し、手帳にスタンプ印をもらいポイントを獲得します。
記念品と交換する	【記念品交換期限】 令和6年3月29日まで <u>1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。</u> 5ポイント以上：おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券2枚 8ポイント以上：おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券4枚 12ポイント以上：選べる特産品（大子産米、奥久慈しゃも、常陸大黒製品のいずれか）または温泉施設利用券6枚 ※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子および道の駅「奥久慈だいご」浴場で利用可能です。入湯税は自己負担です。 ※特産品については後日送付します。 ポイントが貯まったら、手帳に必要事項を記入し、提出します。 【提出先】 ・保健センター（健康増進課） ・中央公民館（1階 教育委員会事務局生涯学習担当） ・文化福祉会館「まいん」（1階 社会福祉協議会） ・フォレスパ大子

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



町営温泉施設の町民特別割引について

町営温泉施設（大子温泉保養センター森林の温泉、道の駅「奥久慈だいご」大子町観光物産館 浴場）を町民に限り、次の期間、特別割引料金（半額相当）でご利用できます。

- 利用施設 大子温泉保養センター森林の温泉
道の駅「奥久慈だいご」大子町観光物産館 浴場
- 利用期間 令和6年1月29日（月）～2月29日（木）※施設休館日を除く。
- 利用料金 特別割引料金（半額相当）
▽森林の温泉 ・平日（大人350円、高齢者170円、子供170円）
・休日（大人500円、高齢者250円、子供250円）
・夜間（大人250円、高齢者120円、子供120円）
▽道の駅 ・全日（大人250円、子供150円）
- その他 ご住所が確認できる運転免許証、健康保険証等をお持ちください。



問合せ 大子町観光商工課 TEL 72-1138 大子温泉保養センター森林の温泉 TEL 72-3200
道の駅「奥久慈だいご」 TEL 72-6111



無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。※相談は1件あたり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。

- 日時 令和6年1月18日（木） 10:00～15:00（12:00～13:00を除く。）
- 場所 役場会議室（個別に案内）
- 定員 4人（要予約・先着順）
- 申込み 1月10日（水）～1月17日（水）
- 相談員 山口康夫氏（元国土館大学法学部教授）
※既に弁護士等に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

申込・問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124（9:15～12:15、13:00～16:00）



特殊詐欺対策電話機等購入費補助金

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

<特殊詐欺対策電話機等とは>

警察等が提供する迷惑電話番号情報を用いて、振り込め詐欺に関する着信を自動で拒否したり、ランプ等で警告したりする機能や、「この電話は犯罪被害防止のため録音されます」と相手方に警告メッセージを流し、録音する機能を備えた固定電話機または固定電話機に接続して用いる装置です。

■対象者 次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・ 大子町に居住し、かつ大子町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方またはその世帯員
- ・ 特殊詐欺対策電話機等を購入していること
- ・ 世帯員全員が町税等を滞納していないこと
- ・ 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。

■補助金額

購入費用の2分の1以内の額（上限5,000円）100円未満切り捨て

申請は特殊詐欺対策電話機等購入費補助金を購入した日から起算して1年以内に行ってください。

申請方法など、詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



高齢者講習の受講者を送迎します

70歳以上の高齢者の運転免許更新時に義務付けられている高齢者講習を大宮自動車教習所において受講する方に対し、月1回無料送迎バスによる送迎を行っています。

■対象となる日および受講時間

<毎月第2水曜日 午前の部（9:10受付開始） 午後の部（12:40受付開始）>

▽実施日 令和6年1月10日、2月14日、3月13日

■送迎バスの停留所等

停留所	午前の部	午後の部
大子町役場 発	8:10	11:40
上小川駅	8:25	11:55
西金駅	8:30	12:00
大宮自動車教習所 着	9:00	12:30
大宮自動車教習所 発	11:30ごろ	15:00ごろ
大子町 着	12:15ごろ	15:45ごろ



■申込み

送迎対象日の高齢者講習の受講を大宮自動車教習所に申し込みしたうえで、対象日の前週の金曜日までに、大子町生活環境課（76-8802）に電話にて申し込みをしてください。

※令和6年1月10日（水）に利用する方の申し込みは、1月5日（金）までです。なお、12月29日（金）～令和6年1月3日（水）は閉庁となりますのでご注意ください。

申込・問合せ 生活環境課 TEL 76-8802



ハローワーク求人情報について

毎週月曜日に町ホームページにて「ハローワーク求人情報」を掲載しています。下の二次元コードから「ハローワーク求人情報」をご覧ください。また、役場待合ラウンジ（1階）のラックおよび中央公民館にも求人情報のチラシを設置していますので、ご自由にお持ちください。

※ハローワークの休業日などによっては、月曜日に更新されない場合もあります。

問合せ ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所） TEL 0295-52-3185





おさがりバザールinスプリング開催

大子町子育て支援センターでは、捨てるにはもったいない不要になった子ども服、育児グッズ、おもちゃ、マタニティグッズなどをお預かりし、必要とする方に「あげたりもらったり」の活動「おさがりバザール」を行っています。

■集めているもの 『春物』子ども服（新生児～160cm）、肌着（新品の物）、帽子などの小物、マタニティ、おもちゃ、ベビー用品など

■お預かり期間 令和6年1月19日（金）～2月2日（金）

■お預かり不可 『春物』以外の衣類、穴や汚れ、毛玉がひどいもの、破損しているもの、ぬいぐるみなど



■注意事項

- ・次の方が気持ちよく使える物の提供をお願いします。
- ・トラブルを避けるため、一度お預かりした品物は基本的にはお返しできません。
- ・品物は名前を消してお持ちください。 ・期間以外はお預かりできません。
- ・おさがり品は「まいん2階 子育て支援センター」に直接お持ちください。

おさがりバザール	開催日時	2月2日（金）・・・11：00～17：00 3日（土）・・・9：00～12：00 5日（月）・・・9：00～17：00 6日（火）・・・9：00～13：00
	場所	文化福祉会館「まいん」2階 小会議室

※たくさんの方のご来場が予想されるため、引き続き密にならないためのご協力をお願いします。

問合せ 大子町社会福祉協議会 子育て支援センター TEL 72-1120



子育て支援センターの出前ひろば

子育て支援センターがコミュニティセンターにおもちゃを持って遊び場を開設します。親子で楽しく遊ばませんか？お近くで開催の時はお気軽に遊びに来てくださいね。おじいちゃん・おばあちゃんもお孫さんと一緒にどうぞ！

■日時 令和6年1月23日（火）9:30～12:00

■場所 上小川コミュニティセンター（大字頃藤3445-2）

■対象 就学前の親子（家庭で保育している祖父母も可）※子育て中の保護者のみの参加も可
詳細は大子町社会福祉協議会ホームページをご確認ください。



問合せ 大子町社会福祉協議会 子育て支援センター TEL 72-1120



土砂災害警戒区域の現地調査を行います

茨城県では、土砂災害防止法に基づき、大子町内の溪流調査を行い、土砂災害のおそれがある範囲を公表しています。

前回の調査から5年以上が経過した箇所もあり、地形や対策施設、土地利用の状況を確認するため、現地調査を行いますので、土地の立ち入りにご協力ください。

■調査内容 赤白ポールや巻き尺での簡易計測、写真撮影

■調査期間 令和5年10月～令和6年1月

1か所あたり、1～2日程度（状況により、別日の追加立ち入り有）

※調査員は、茨城県が発行した身分証明書を携帯しています。

※皆さんのご自宅等の敷地に立ち入りをお願いすることがありますが、家屋内に立ち入ることはありません。

※調査にあたり、費用を請求したり、署名を求めることはありません。



問合せ 茨城県常陸大宮土木事務所大子工務所 道路河川整備課（担当：橋本、森島） TEL 72-1714



司法書士による無料法律相談会を開催します

相続・借金・不動産のトラブルなどを、くらしの法律家である司法書士に相談してみませんか。お気軽にご相談ください。

- 日時 令和6年2月6日（火） 9:30～11:30 ※相談は1件あたり40分程度です。
- 場所 役場会議室（個別に案内） ■定員 3人（要予約・先着順）
- 申込み 令和6年1月23日（火）～2月2日（金）に観光商工課へお申し込みください。
- 相談員 鯉淵一志 司法書士

申込・問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



行政書士会無料相談会開催のお知らせ

遺言・相続・農地・各種許認可等の行政手続相談など、くらしと役所の諸手続に関する相談に直接お答えします。お気軽にご相談ください。

- 日時 令和6年1月16日（火） 13:00～16:00 ※相談は1件あたり1時間程度です。
- 相談員 茨城県行政書士会県北支部より1～2人派遣
- 場所 役場会議室 ※個別にご案内します。 ■定員 3人（要予約・先着順）
- 申込み 令和6年1月9日（火）～1月15日（月）に観光商工課へお申し込みください。

≪相談例≫

「相続手続について知りたい」「自分が亡くなった後の財産や手続が心配だ」「遺言を残したい」など

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



労働相談会の開催

【ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所）】

- 日時 令和6年1月12日（金） 10:00～12:00、13:00～14:30
- 場所 中央公民館 2階 第1研修室
- 内容 就職に関する職業相談、求人に関する相談、雇用保険各種届の受理など。

【いばらき就職支援センター】

- 日時 令和6年1月26日（金） 10:00～12:00、13:00～15:00
- 場所 中央公民館 2階 第1研修室、第2研修室
- 内容 求人受付、就職相談、職業紹介、内職相談、キャリアカウンセリング、適性診断など。
※状況により、急遽中止になる場合もあります。

問合せ ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185 いばらき就職支援センター TEL 0294-80-3366



文化財を火災などから守ろう！ ～1月26日は「文化財防火デー」です～

文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいています。毎年この日を中心に、文化財を火災、震災などから守ることを目的とした文化財防火運動を全国で展開しています。

国指定の重要文化財をはじめ、文化財にはさまざまな種類がありますが、火災等により焼失してしまうと、歴史的価値が失われ再び元通りに復元させることが非常に難しいため、普段から火災をおこさないための防火対策を心掛けておくことが大切です。

大子町にも歴史的な文化財が数多く存在しています。町の貴重な財産である文化財を、火災等の災害から保護し後世に伝えましょう。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119





放射性物質測定結果について

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機(ベクレルモニター)を導入し、町民の方から申請のあった町内で生産および採取された農畜林水産物等の測定を行っています。令和5年11月に測定した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所(大字)	セシウム合算(Bq/kg)	ヨウ素131(Bq/kg)
原木なめこ	1	池田	検出せず	検出せず
イノシシ肉	2	下野宮	検出せず	検出せず

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。イノシシ肉、こしあぶら、野生きのこは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。
<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報(空間線量の測定結果)

観測場所	観測日・観測時間	観測値(μSv/h) ※原子力規制庁提供情報
大子町役場	11月1日 正午	0.069
	11月15日 正午	0.069
	11月30日 正午	0.068

※参考 一般の方の年間追加被ばく量は、1mSv(ミリシーベルト)と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「0.23μSv/h」が国(環境省)が定める基準です。この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



大子産米作付支援金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大および物価高騰等の影響による大子産米作付農家の作付意欲の減退を防ぐため、大子産米作付支援金を給付することとしました。

- 対象者 令和5年4月1日～同年8月31日の間に町内の水田において主食用米の作付けを行った作付農家
- 支給額 1アール当たり100円
- 申請方法 対象者には申請書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、令和6年1月15日(月)までに大子町農業再生協議会へ郵送により提出してください。



申請・問合せ 大子町農業再生協議会 TEL 79-1210
〒319-3551 大子町大字池田1267-1 JA常陸大子営農経済センター内



令和5年度 大子町公民館講座 小さなハーブ体験講座

楽譜が読めなくても大丈夫!膝乗りの小さなハーブを奏でてみませんか?初心者の方も大歓迎です。

- 日時 令和6年1月28日(日) 13:30~15:00
- 対象 町内に在住または通勤・通学している方
- 講師 おとつぶハーブガイド 大蔵 なつ子 氏
- 申し込み 令和6年1月9日(火)~1月26日(金)の期間に中央公民館へ電話または来館で受け付け。
- 場所 中央公民館 音楽練習館
- 定員 6人程度(先着順)
- 参加費 500円

申込・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当(中央公民館内) TEL 72-1148



お詫びと訂正

12月5日発行お知らせ版第303号において、7ページの「定期健康相談のお知らせ」の記事について、誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

【正】 問合せ 健康増進課 TEL 72-6611 【誤】 問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



いばらき広域農業共済組合から「出張所統廃合のご案内」について

「常陸大宮出張所」「高萩出張所」は、長年にわたり地域組合員および関係機関の皆さんのご支援を賜り営業を続けてきましたが、令和6年3月29日（金）の営業終了をもちまして、それぞれ「常陸太田支所」へ統合することとなりました。

については、各廃止出張所の組合員の皆さんのお取り引きは令和6年4月1日（月）から常陸太田支所へ承継となります。また、お問い合わせは、各出張所までご連絡をお願いします。

令和6年3月29日（金）まで	令和6年4月1日（月）以降
いばらき広域農業共済組合 常陸大宮出張所（廃止出張所） 〒319-2214 常陸大宮市鷹巣1833番地の2 TEL 0295-53-2088 FAX 0295-53-5740	いばらき広域農業共済組合 常陸太田支所（統合支所） 〒313-0014 常陸太田市木崎二町1733番地の1 TEL 0294-72-6227 FAX 0294-72-2093
いばらき広域農業共済組合 高萩出張所（廃止出張所） 〒318-0033 高萩市本町1丁目208番地 TEL 0293-23-7198 FAX 0293-24-2536	

問合せ いばらき広域農業共済組合



介護用品(おむつ等)事業の変更について

令和6年1月から介護用品（おむつ等）事業の内容が変わります。

変更に伴い、現在宅配事業をご利用中の方、昨年購入費助成の申請をされた方も改めて申請が必要になります。利用中の方には申請書を送付していますので、下記をご確認し、利用継続を希望する事業対象の方および新規で利用を希望する方は、大子町社会福祉協議会窓口にて申請をお願いします。

項目	変更後	変更前
対象者	町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く）で、次のいずれかに該当する方 (1) <u>要支援2以上</u> の認定を受けている方 (2) 障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方 (3) 指定難病の方（指定難病医療受給者証をお持ちの方） ※申請の際に介護度等が確認できるものをお持ちください。	町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く）で、次のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) 65歳未満の方で ①要介護（要支援）認定を受けている方 ②障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方 ③指定難病の方
利用方法	宅配（一部購入費助成※1）	宅配 + 購入費助成
上限額	要介護5・身体障害者等級1級 指定難病・障害者支援区分6 療育手帳マルAの方・・・8,000円/月 上記以外の対象者・・・6,000円/月	宅配 8,000円/月または6,000円/月 購入費助成 100,000円/年または72,000円/年
利用基準日	新規・・・申請日 継続・・・1月1日	事業を利用する年の1月1日
対象となる介護用品	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清しき剤、ドライシャンプー、おしりふきタオル、介護シーツ	

※1 購入費助成：介護用品事業は原則、宅配のみとなりますが、入院中の介護用品代等については、購入費助成の対象となります。上限額については宅配利用分を含めた月の上限額となります。

(例) ・入院中に病院から請求された介護用品代 ・子ども用おむつ使用の児童 等

問合せ 大子町社会福祉協議会(文化福祉会館「まいん」内) TEL 72-2005 ※土日祝を除く 8:30~17:15



令和5年介護用品事業「購入費助成」申請受付について

- 受付期間** 12月1日（金）～ 令和6年1月5日（金） ※土日祝日・年末年始休業日は除く。
- 必要書類** (1)介護用品購入費助成事業申請書（窓口備付）
(2)領収書 ※令和5年1月1日～令和5年12月31日のもの
※領収日・対象となる介護用品の明細・販売店名等があるもの（レシート可）
(3)申請者名義の金融機関口座通帳
(4)認印
(5)介護保険被保険者証・障害者手帳など ※上限額判定のため、確認をします。
- 対象者** 町内に住所を有し、かつ、介護保険施設（※1）に入所していない方で、次のどちらかに該当する方
(1)65歳以上の方
(2)65歳未満の方
①要介護（要支援）認定を受けている方
②身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方
③指定難病の方（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいた難病の方）
※1 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
（ただし、上記施設から医療機関へ一時入院中に購入した介護用品は対象）
※2 年齢・手帳取得等の基準日は令和5年1月1日となります。

<対象となる介護用品>

- ①紙おむつ ②尿とりパット（軽失禁用は除く） ③使い捨て手袋
④清しき剤 ⑤ドライシャンプー ⑥おしりふきタオル ⑦介護シート

- 上限額** 要介護5の方 100,000円 上記以外の方 72,000円
※介護度は令和5年1月1日を基準日とします。
※身体障害者等級1級・指定難病・障害者支援区分6・療育手帳マルAの方は介護5と同等とします。
※宅配事業を併用の方は上記金額から宅配利用額を差し引いた額が上限となります。
- その他** 令和6年1月から原則、宅配事業のみとなるほか、対象者の要件が変更になりますのでご確認ください。

申請・問合せ 大子町社会福祉協議会（文化福祉会館「まいん」内） TEL 72-2005
※土日祝を除く 8:30～17:15



物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状のある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

- 日時** 令和6年1月25日（木） 13:00～16:00 ■**場所** 役場行政棟1階 相談室
■**担当者** 大子町地域包括支援センター 職員
■**申込み** 令和6年1月23日（火）までに電話等で下記までお申し込みください。

申込・問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175



Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症や介護に関する講話や音楽鑑賞、ワークショップなどのイベントを行っています。申し込みは不要です。認知症や介護について一緒に学んだり、共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時** 令和6年1月28日（日）13:30～15:00（受け付け13:15～）
■**場所** 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール ■**参加費** 無料
■**テーマ** 認知症予防と栄養 ■**講師** 薬剤師 柏村 豊子 氏

問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175



給水管の凍結にご注意ください

夜間の冷え込みで気温が下がると、凍結による給水管の破裂が多くなります。特に、風がよく当たる場所や日陰、北向きに設置した給水管には防寒対策を行ってください。

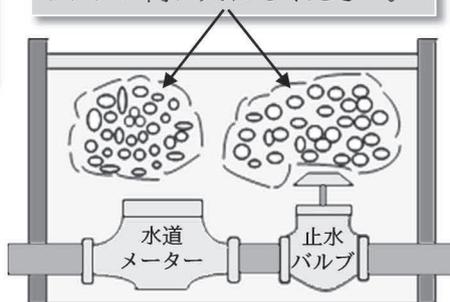
水道メーターボックス内は、発泡スチロール片を入れるなど、水道メーターや止水バルブを保温してください。

毎日水道を使用しない場合（空き家等）は、給水管の破裂を防ぐために、止水バルブを閉めて水抜きを行ってください。

凍結して給水管が破裂したときは・・・

バルブに表示された方向へ回して止水し、大子町が指定する事業者または水道お客さまセンターに連絡してください。止水バルブを回すと、途中で止水バルブ本体から水が出ますが、最後まで回すと水が止まります。

保温のため発泡スチロール片などを小袋に入れ、水道メーターボックス内に入れてください。



※メーターが破損したときは、メーター代金として次の料金を負担いただきます。

- ・口径13mmメーター：1,738円（税込）
- ・口径20mmメーター：2,398円（税込）
- ・口径25mmメーター：2,970円（税込）

※給水管の修繕や工事は、大子町が指定する事業者に依頼してください。事業者が分からないときは、水道お客さまセンターにご連絡ください。

問合せ 水道お客さまセンター（水道課内） TEL 72-2221

相談

「生活自立相談窓口」巡回相談のお知らせ

仕事や生活などに困っている方、予約制の巡回相談を行っています。ひとりで抱え込まずにお気軽にご相談ください。専門の相談員と一緒に考え解決のお手伝いをします。

ご家族やまわりの方からの相談でも結構です。相談内容は、一切漏らしません。

日にち	時間	場所
令和6年1月24日（水）	10:00～15:00	文化福祉会館「まいん」 高齢者活動室
令和6年2月21日（水）	10:00～15:00	文化福祉会館「まいん」 高齢者活動室
令和6年3月21日（木）	10:00～15:00	文化福祉会館「まいん」 交流ホールC

■相談員 県北県民センター相談支援員

■相談料 無料

■申込み 予約制ですので、相談日の前日までに県北県民センター地域福祉室にお申し込みください。

※巡回相談日に都合の悪い方は随時相談もお受けします。お気軽に県北県民センター地域福祉室までご連絡ください。

申込・問合せ 県北県民センター地域福祉室 TEL 0294-80-3320
 問合せ 大子町福祉課 TEL 72-1117



預けて安心！法務局における自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から法務局（本局・支局）において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方が遺言書の保管申請をしています。本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管することにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することができます。

詳しい手続は、水戸地方法務局ホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>）をご覧ください。

問合せ 水戸地方法務局常陸太田支局総務係 TEL 0294-73-0221（平日9:00～17:00）

－ 次回の発行は、令和6年1月22日（月）です。 －